

アミノグリコシド系抗生物質製剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

カナマイシン注NZ

【本質の説明又は製造方法】

カナマイシンは*Streptomyces kanamyceticus*から産生されるアミノ配糖体抗生物質です。グラム陽性菌、陰性菌をはじめ、抗酸菌に対して強力な抗菌力を示す抗生物質で、家畜の下呼吸道感染症に対して優れた効果が期待できます。

【成分及び分量】 1mL中

成分	分量
カナマイシン硫酸塩	100mg(力価)

【効能又は効果】

有効菌種

パストレラ

本剤感性の次の菌種：ブドウ球菌、コリネバクテリウム、大腸菌、サルモネラ、プロテウス

適応症

牛：肺炎、気管支炎、細菌性下痢症、細菌性関節炎、乳房炎

豚：肺炎、細菌性下痢症

鶏：大腸菌症

【用法及び用量】

1日1回体重1kg当たりカナマイシンとして下記の量を筋肉内に注射する。

牛：5～10mg(力価)

豚：10～20mg(力価)

鶏：25～50mg(力価)

【使用上の注意】

「基本的事項」

1.守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、4日以上にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛、豚、鶏)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛：食用に供するためにと殺する前30日間又は食用に供するために搾乳する前36時間

豚：食用に供するためにと殺する前30日間

鶏：食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供する卵の産卵前10日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2.使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って人に注射した場合は、直ちに医師の診察を受けること。

(対象動物に関する注意)

- ・本剤を牛または豚に投与する場合は、頸部または耳根部に投与すること。
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

「専門的事項」

(相互作用)

- ・本剤とデキストラン、アルギン酸ナトリウム等腎障害を起こす恐れのある血液代用剤との併用は腎毒性を増強することがある。
- ・本剤はクラレ様作用(神経筋接合部遮断作用)による呼吸抑制が見られることがあるので麻酔剤、筋弛緩剤との併用は慎重に行うこと。
- ・フロセミド等の利尿薬との併用により腎毒性及び聴器毒性が増強されるおそれがあるので、これらの利尿薬との併用は避けること。

【使用期限】 包装に表示の使用期限内に使用すること。

【包装】 100mL×20バイアル

【製品情報のお問い合わせ】

日本全薬工業株式会社

〒963-0196 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

フリーダイヤル 0120-452-793

受付時間 9:00-17:00(土日祝日・弊社休業日を除く)

製造販売元



日本全薬工業株式会社

ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。